

## 船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第206号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月6日 15時15分ごろ	
発生場所	愛知県衣浦港 衣浦港半田防波堤灯台から真方位213° 200m付近 (概位 北緯34° 52.7′ 東経136° 56.5′)	
事故等調査の経過	平成21年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二 <sup>たいせい</sup> 泰正号、19トン 282-12811大阪、井上工業株式会社 B 起重機船 第一 <sup>たいせい</sup> 泰正号、長さ55.00m なし、井上工業株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼、推進器軸曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約0.7m、船尾約2.5mの喫水で、B船を押して南西の針路、約2.8ノットの速力で、衣浦港9号地南ふ頭物揚場岸壁に接近中、平成21年7月6日15時15分ごろ、船底が同岸壁北東方の南ふ頭岸壁北東角付近の浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：平穏、潮汐 上げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して衣浦港において着岸作業中、水路調査を適切に行わず、衣浦港9号地南ふ頭物揚場岸壁北東方の浅所に接近し過ぎた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して衣浦港において着岸作業中、水路調査を適切に行わなかったため、岸壁北東方の浅所に接近し過ぎて、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	